

昭和二十二年法律第六十三号

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律

第一条 別表第一表の通り高等裁判所を、別表第二表の通り地方裁判所を、別表第三表の通り家庭裁判所を、別表第四表の通り簡易裁判所をそれぞれ設立する。

第二条 別表第五表の通り各高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の管轄区域を定める。

第三条 裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたときは、裁判所の管轄区域もこれに伴つて変更される。ただし、新たに行政区画が設けられたとき、又は一の裁判所の所在地の属する行政区画が他の裁判所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

第四条 前二条の規定により管轄裁判所が定まらない地域がある場合には、この法律の改正によりその地域を管轄する裁判所が定められるまでは、最高裁判所がその裁判所を定める。

附則抄  
この法律は、裁判所法施行の日から、これを施行する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律は、昭和二十二年七月十九日から、これを施行する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律により設立される簡易裁判所で従前の簡易裁判所と名称を同じくするものは、その従前の簡易裁判所と、大湊簡易裁判所は、従前の田名部簡易裁判所と同一のものとみなす。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所でこれを完結する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)  
この法律により設立される簡易裁判所は、それぞれその名称を同じくする従前の簡易裁判所と同一のものとみなす。

附則 (昭和三〇年六月二八日法律第二五号)  
この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。  
この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十一年四月二三日法律第六九号)

この法律は、昭和三十一年五月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二六日法律第六七号)  
この法律は、昭和三十一年五月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二五日法律第八二号)  
この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十四年三月七日法律第一〇号)  
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十五年四月二六日法律第五八号)  
この法律は、昭和三十五年六月一日から施行する。

附則 (昭和三十六年三月一八日法律第一号)  
この法律は、昭和三十六年五月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年三月二九日法律第三九号)  
この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

附則 (昭和三十八年五月二四日法律第九三号)  
この法律は、昭和三十八年六月一日から施行する。

附則 (昭和三十九年四月二〇日法律第六四号)  
この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和四十二年七月一八日法律第六五号)  
この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和四十二年七月一八日法律第六五号)  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和四十二年七月一八日法律第六五号)  
この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和四十二年七月一八日法律第六五号)  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和四十二年七月一八日法律第六五号)  
この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十二年七月一八日法律第六五号)  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、相川簡易裁判所に関する部分の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)  
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)  
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)  
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)  
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和六十二年九月二一日法律第九〇号)  
この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

第一条 この法律は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)  
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)  
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)  
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)  
この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

**第一條** この法律中、第一條及び次条から附則第六条までの規定は昭和六十三年五月一日から、第二條の規定は同日後の日であつて政令で定める日から施行する。

**第二條** この法律により廃止される簡易裁判所（以下「廃止簡易裁判所」という。）においてこの法律の施行前にした事件の受理その他の手続は、この法律によりその廃止簡易裁判所の所在地を管轄することとなる簡易裁判所（以下「受入簡易裁判所」という。）においてした事件の受理その他の手続とみなす。

2 この法律の施行前に廃止簡易裁判所にあつて発せられた訴状その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、受入簡易裁判所にあつたものとみなす。

3 この法律の施行前に廃止簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものは、受入簡易裁判所が差戻し又は移送を受けたものとみなす。

4 受入簡易裁判所は、前三項の規定に基づいて取り扱うべき事件（以下「引継事件」という。）については、廃止簡易裁判所の管轄権と同一の管轄権を有するものとみなす。

**第三條** 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件（民事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。）について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、その専属管轄に属するものを除き、申立てにより又は職権で、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の引継事件の当事者は、受入簡易裁判所において本案について弁論をした後は、同項の申立てをすることができない。

3 第一項の規定による移送の裁判又は同項の移送の申立てを却下する裁判については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第十七条の規定による移送の裁判又は同条の移送の申立てを却下する裁判とみなし、同法その他の法令の規定を適用する。

**第四條** 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件（刑事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。）について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定をもつて、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の移送の決定は、受入簡易裁判所において、当該引継事件について、証拠調べを開始した後は、これをすることができない。

3 第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第十九条第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定とみなし、同法（同条第二項を除く。）その他の法令の規定を適用する。

**第五條** この法律によりその管轄区域の一部の区域が他の簡易裁判所（以下「隣接簡易裁判所」という。）の管轄区域に属することとなる簡易裁判所（以下「区域移転簡易裁判所」という。）にこの法律の施行の際現に係属している事件、この法律の施行前に発せられた訴状その他の書類の提出によりこの法律の施行後に区域移転簡易裁判所に申し立てられた事件及びこの法律の施行前に区域移転簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したのものについては、当該区域移転簡易裁判所は、この法律の施行前と同一の管轄権を有するものとみなす。

2 附則第三條の規定は、前項に規定する事件のうち隣接簡易裁判所が管轄権を有する民事訴訟事件（区域移転簡易裁判所の管轄に属するものに限る。）について準用する。この場合において、同条第二項中「受入簡易裁判所において」とあるのは、「この法律の施行後区域移転簡易裁判所において」と読み替へるものとする。

**第六條** 廃止簡易裁判所に対応する区検察庁に属する検察官等のした行為に関する経過措置

（廃止簡易裁判所に対応する区検察庁（以下「廃止区検察庁」という。）に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為は、それぞれ受入簡易裁判所に対応する区検察庁

（以下「受入区検察庁」という。）に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に廃止区検察庁に属する検察官にあつて発せられた告訴をする書面その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、これを受入区検察庁に属する検察官にあつたものとみなす。

**附則**（平成八年六月二十六日法律第一一〇号） 抄  
この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

**附則**（平成一三年三月三〇日法律第四号）  
この法律は、平成一三年五月一日から施行する。

**附則**（平成一五年四月九日法律第二五号）  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成一五年四月二十一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

**附則**（平成一六年一〇月二九日法律第一三八号）  
（施行期日）  
1 この法律は、平成一六年十一月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

**附則**（平成一七年三月一九日法律第四号）  
（施行期日）  
1 この法律は、平成一七年三月二十一日から施行する。

（経過措置）  
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

**第一表（第一条関係）**

名称	所在地
東京高等裁判所	東京都
大阪高等裁判所	大阪市
名古屋高等裁判所	名古屋市
広島高等裁判所	広島市
福岡高等裁判所	福岡市
仙台高等裁判所	仙台市
札幌高等裁判所	札幌市
高松高等裁判所	高松市

**第二表（第一条関係）**

名称	所在地
東京地方裁判所	東京都
横浜地方裁判所	横浜市
さいたま地方裁判所	さいたま市
千葉地方裁判所	千葉市
水戸地方裁判所	水戸市
宇都宮地方裁判所	宇都宮市
前橋地方裁判所	前橋市
静岡地方裁判所	静岡市
甲府地方裁判所	甲府市
長野地方裁判所	長野市
新潟地方裁判所	新潟市
大阪地方裁判所	大阪市
京都地方裁判所	京都市
神戸地方裁判所	神戸市
奈良地方裁判所	奈良市
大津地方裁判所	大津市
和歌山地方裁判所	和歌山市
名古屋地方裁判所	名古屋市
津地方裁判所	津市
岐阜地方裁判所	岐阜市
福井地方裁判所	福井市
金沢地方裁判所	金沢市
富山地方裁判所	富山市
広島地方裁判所	広島市
山口地方裁判所	山口市
岡山地方裁判所	岡山市
鳥取地方裁判所	鳥取市
松江地方裁判所	松江市
福岡地方裁判所	福岡市
佐賀地方裁判所	佐賀市
長崎地方裁判所	長崎市
大分地方裁判所	大分市
熊本地方裁判所	熊本市
鹿児島地方裁判所	鹿児島市
宮崎地方裁判所	宮崎市
那覇地方裁判所	那覇市
仙台地方裁判所	仙台市
福島地方裁判所	福島市
山形地方裁判所	山形市
盛岡地方裁判所	盛岡市
秋田地方裁判所	秋田市
青森地方裁判所	青森市
札幌地方裁判所	札幌市
函館地方裁判所	函館市
旭川地方裁判所	旭川市
釧路地方裁判所	釧路市
高松地方裁判所	高松市
徳島地方裁判所	徳島市
高知地方裁判所	高知市

第三表（第一条関係）

名称	所在地
東京家庭裁判所	東京都
横浜家庭裁判所	横浜市
さいたま家庭裁判所	さいたま市
千葉家庭裁判所	千葉市
水戸家庭裁判所	水戸市
宇都宮家庭裁判所	宇都宮市
前橋家庭裁判所	前橋市
静岡家庭裁判所	静岡市
甲府家庭裁判所	甲府市
長野家庭裁判所	長野市
新潟家庭裁判所	新潟市
大阪家庭裁判所	大阪市
京都家庭裁判所	京都市
神戸家庭裁判所	神戸市
奈良家庭裁判所	奈良市
大津家庭裁判所	大津市
和歌山家庭裁判所	和歌山市
名古屋家庭裁判所	名古屋市
津家庭裁判所	津市
岐阜家庭裁判所	岐阜市
福井家庭裁判所	福井市
金沢家庭裁判所	金沢市
富山家庭裁判所	富山市
広島家庭裁判所	広島市
山口家庭裁判所	山口市
岡山家庭裁判所	岡山市
鳥取家庭裁判所	鳥取市
松江家庭裁判所	松江市
福岡家庭裁判所	福岡市
佐賀家庭裁判所	佐賀市
長崎家庭裁判所	長崎市
大分家庭裁判所	大分市
熊本家庭裁判所	熊本市
鹿児島家庭裁判所	鹿児島市
宮崎家庭裁判所	宮崎市
那覇家庭裁判所	那覇市
仙台家庭裁判所	仙台市
福島家庭裁判所	福島市
山形家庭裁判所	山形市
盛岡家庭裁判所	盛岡市
秋田家庭裁判所	秋田市
青森家庭裁判所	青森市
札幌家庭裁判所	札幌市
函館家庭裁判所	函館市
旭川家庭裁判所	旭川市

第四表（第一条関係）

旭川家庭裁判所	釧路市
高松家庭裁判所	高松市
徳島家庭裁判所	徳島市
高知家庭裁判所	高知市
松山家庭裁判所	松山市

名称	所在地
東京簡易裁判所	東京都（特別区の存する区域に限る。）
八丈島簡易裁判所	東京都八丈支庁管内八丈町
伊豆大島簡易裁判所	東京都大島支庁管内大島町
新島簡易裁判所	東京都大島支庁管内新島村
八王子簡易裁判所	東京都八王子市
立川簡易裁判所	東京都立川市
武蔵野簡易裁判所	東京都武蔵野市
青梅簡易裁判所	東京都青梅市
町田簡易裁判所	東京都町田市
横浜簡易裁判所	横浜市中区
神奈川簡易裁判所	横浜市神奈川区
保土ヶ谷簡易裁判所	横浜市保土ヶ谷区
川崎簡易裁判所	川崎市
鎌倉簡易裁判所	鎌倉市
藤沢簡易裁判所	藤沢市
相模原簡易裁判所	相模原市
横須賀簡易裁判所	横須賀市
平塚簡易裁判所	平塚市
小田原簡易裁判所	小田原市
厚木簡易裁判所	厚木市
さいたま簡易裁判所	さいたま市浦和区
川口簡易裁判所	川口市
大宮簡易裁判所	さいたま市大宮区
久喜簡易裁判所	久喜市
越谷簡易裁判所	越谷市
川越簡易裁判所	川越市
飯能簡易裁判所	飯能市
所沢簡易裁判所	所沢市
熊谷簡易裁判所	熊谷市
本庄簡易裁判所	本庄市
秩父簡易裁判所	秩父市
千葉簡易裁判所	千葉市
佐倉簡易裁判所	佐倉市
千葉一宮簡易裁判所	千葉県長生郡一宮町
松戸簡易裁判所	松戸市
市川簡易裁判所	市川市
木更津簡易裁判所	木更津市
館山簡易裁判所	館山市
銚子簡易裁判所	銚子市
東金簡易裁判所	東金市
八日市場簡易裁判所	八日市場市
佐原簡易裁判所	佐原市
水戸簡易裁判所	水戸市
笠間簡易裁判所	笠間市
日立簡易裁判所	日立市
常陸太田市	常陸太田市

常陸太田簡易裁判所	土浦市
土浦簡易裁判所	石岡市
石岡簡易裁判所	龍ヶ崎市
龍ヶ崎簡易裁判所	取手市
取手簡易裁判所	茨城県行方郡麻生町
麻生簡易裁判所	下妻市
下妻簡易裁判所	下館市
下館簡易裁判所	古河市
古河簡易裁判所	宇都宮市
宇都宮簡易裁判所	真岡市
真岡簡易裁判所	大田原市
大田原簡易裁判所	栃木市
栃木簡易裁判所	小山市
小山簡易裁判所	足利市
足利簡易裁判所	前橋市
前橋簡易裁判所	高崎市
高崎簡易裁判所	太田市
太田簡易裁判所	館林市
館林簡易裁判所	伊勢崎市
伊勢崎簡易裁判所	桐生市
桐生簡易裁判所	沼田市
沼田簡易裁判所	群馬県吾妻郡中之条町
中之条簡易裁判所	藤岡市
藤岡簡易裁判所	群馬県富岡簡易裁判所
群馬富岡簡易裁判所	富岡市
富岡簡易裁判所	静岡市追手町
静岡簡易裁判所	静岡市清水天神一丁目
静岡簡易裁判所	熱海市
熱海簡易裁判所	三島市
三島簡易裁判所	沼津市
沼津簡易裁判所	下田市
下田簡易裁判所	富士市
富士簡易裁判所	島田市
島田簡易裁判所	掛川市
掛川簡易裁判所	浜松市
浜松簡易裁判所	甲府市
甲府簡易裁判所	山梨県南巨摩郡鯉沢町
鯉沢簡易裁判所	都留市
都留簡易裁判所	富士吉田市
富士吉田簡易裁判所	長野市
長野簡易裁判所	飯山市
飯山簡易裁判所	上田市
上田簡易裁判所	佐久市
佐久簡易裁判所	松本市
松本簡易裁判所	長野県木曾郡木曾福島町
木曾福島簡易裁判所	大町市
大町簡易裁判所	

諏訪簡易裁判所	諏訪市
岡谷簡易裁判所	岡谷市
飯田簡易裁判所	飯田市
伊那簡易裁判所	伊那市
新潟簡易裁判所	新潟市学校町通一番町
新潟簡易裁判所	新潟市新津
新津簡易裁判所	三条市
三条簡易裁判所	新発田市
新発田簡易裁判所	村上市
村上簡易裁判所	長岡市
長岡簡易裁判所	十日町市
十日町簡易裁判所	柏崎市
柏崎簡易裁判所	南魚沼市
南魚沼簡易裁判所	上越市
上越簡易裁判所	糸魚川市
糸魚川簡易裁判所	佐渡市
佐渡簡易裁判所	大和市
大和簡易裁判所	池田市
池田簡易裁判所	豊中市
豊中簡易裁判所	吹田市
吹田簡易裁判所	茨木市
茨木簡易裁判所	東大阪市
東大阪簡易裁判所	枚方市
枚方簡易裁判所	堺市
堺簡易裁判所	富田林市
富田林簡易裁判所	羽曳野市
羽曳野簡易裁判所	岸和田市
岸和田簡易裁判所	泉佐野市
泉佐野簡易裁判所	京都市中京区
京都市中京区	京都市伏見区
京都市伏見区	京都市右京区
京都市右京区	向日市
向日簡易裁判所	京都府相楽郡木津町
京都府相楽郡木津町	宇治市
宇治簡易裁判所	京都府船井郡園部町
京都府船井郡園部町	亀岡市
亀岡簡易裁判所	宮津市
宮津簡易裁判所	京丹後市
京丹後簡易裁判所	舞鶴市
舞鶴簡易裁判所	福知山市
福知山簡易裁判所	神戸市中央区
神戸市中央区	西宮市
西宮簡易裁判所	伊丹市
伊丹簡易裁判所	尼崎市
尼崎簡易裁判所	明石市
明石簡易裁判所	篠山市
篠山簡易裁判所	丹波市



玉島簡易裁判所	倉敷市幸町
倉敷簡易裁判所	笠岡市
笠岡簡易裁判所	高梁市
高梁簡易裁判所	新見市
新見簡易裁判所	津山市
津山簡易裁判所	岡山県真庭郡勝山町
勝山簡易裁判所	鳥取市
鳥取簡易裁判所	倉吉市
倉吉簡易裁判所	米子市
米子簡易裁判所	松江市
松江簡易裁判所	雲南市
雲南簡易裁判所	出雲市
出雲簡易裁判所	浜田市
浜田簡易裁判所	益田市
益田簡易裁判所	島根県邑智郡川本町
川本簡易裁判所	島根県隠岐郡隠岐の島町
川本簡易裁判所	福岡市
西郷簡易裁判所	福岡市
福岡簡易裁判所	宗像市
宗像簡易裁判所	甘木市
甘木簡易裁判所	飯塚市
飯塚簡易裁判所	直方市
直方簡易裁判所	北九州市小倉北区
小倉簡易裁判所	北九州市八幡西区
折尾簡易裁判所	久留米市
久留米簡易裁判所	うきは市
うきは簡易裁判所	柳川市
柳川簡易裁判所	大牟田市
大牟田簡易裁判所	八女市
八女簡易裁判所	行橋市
行橋簡易裁判所	田川市
田川簡易裁判所	佐賀市
佐賀簡易裁判所	鳥栖市
鳥栖簡易裁判所	
武雄簡易裁判所	武雄市
鹿島簡易裁判所	鹿島市
伊万里簡易裁判所	伊万里市
唐津簡易裁判所	唐津市
長崎簡易裁判所	長崎市
大村簡易裁判所	大村市
諫早簡易裁判所	諫早市
諫早簡易裁判所	島原市
島原簡易裁判所	佐世保市
佐世保簡易裁判所	平戸市
平戸簡易裁判所	杵岐市
杵岐簡易裁判所	五島市
五島簡易裁判所	長崎県南松浦郡新上五島町
新上五島簡易裁判所	対馬市厳原町中村
厳原簡易裁判所	

上県簡易裁判所	対馬市上県町佐須奈
大分簡易裁判所	大分市
別府簡易裁判所	別府市
杵築簡易裁判所	杵築市
中津簡易裁判所	中津市
豊後高田簡易裁判所	豊後高田市
日田簡易裁判所	日田市
竹田簡易裁判所	竹田市
佐伯簡易裁判所	佐伯市
臼杵簡易裁判所	臼杵市
熊本簡易裁判所	熊本市
宇城簡易裁判所	宇城市
荒尾簡易裁判所	荒尾市
玉名簡易裁判所	玉名市
山鹿簡易裁判所	山鹿市
阿蘇簡易裁判所	阿蘇市
高森簡易裁判所	熊本県阿蘇郡高森町
御船簡易裁判所	熊本県上益城郡御船町
八代簡易裁判所	八代市
水俣簡易裁判所	水俣市
人吉簡易裁判所	人吉市
本渡簡易裁判所	本渡市
牛深簡易裁判所	牛深市
鹿兒島簡易裁判所	鹿兒島市
伊集院簡易裁判所	鹿兒島県日置郡伊集院町
種子島簡易裁判所	西之表市
屋久島簡易裁判所	鹿兒島県熊毛郡上屋久町
名瀬簡易裁判所	名瀬市
鹿兒島簡易裁判所	鹿兒島県大島郡徳之島町
鹿兒島簡易裁判所	鹿兒島県始良郡加治木町
大口簡易裁判所	大口市
大隅簡易裁判所	鹿兒島県曾於郡大隅町
知覧簡易裁判所	鹿兒島県川辺郡知覧町
加世田簡易裁判所	加世田市
指宿簡易裁判所	指宿市
川内簡易裁判所	薩摩川内市花木町
出水簡易裁判所	出水市
甑島簡易裁判所	薩摩川内市上甑町中甑
甑島簡易裁判所	鹿屋市
宮崎簡易裁判所	宮崎市
宮崎簡易裁判所	西都市
西都簡易裁判所	日南市
日南簡易裁判所	都城市
都城簡易裁判所	小林市
小林簡易裁判所	延岡市
日向簡易裁判所	日向市
日向簡易裁判所	宮崎県西臼杵郡高千穂町

湯沢簡易裁判所	横手簡易裁判所	鹿角簡易裁判所	大館簡易裁判所	本荘簡易裁判所	能代簡易裁判所	男鹿簡易裁判所	秋田簡易裁判所	水沢簡易裁判所	一関簡易裁判所	宮古簡易裁判所	大船渡簡易裁判所	釜石簡易裁判所	遠野簡易裁判所	久慈簡易裁判所	二戸簡易裁判所	花巻簡易裁判所	盛岡簡易裁判所	酒田簡易裁判所	鶴岡簡易裁判所	長井簡易裁判所	赤湯簡易裁判所	米沢簡易裁判所	新庄簡易裁判所	山形簡易裁判所	相馬簡易裁判所	福島簡易裁判所	いわき簡易裁判所	福島簡易裁判所	田島簡易裁判所	会津若松簡易裁判所	棚倉簡易裁判所	白河簡易裁判所	郡山簡易裁判所	福島簡易裁判所	福島簡易裁判所	登米簡易裁判所	石巻簡易裁判所	築館簡易裁判所	古川簡易裁判所	大河原簡易裁判所	仙台簡易裁判所	石垣簡易裁判所	平良簡易裁判所	名護簡易裁判所	沖繩簡易裁判所	那覇簡易裁判所	高千穂簡易裁判所	
湯沢市	横手市	鹿角市	大館市	本荘市	能代市	男鹿市	秋田市	水沢市	一関市	宮古市	大船渡市	釜石市	遠野市	久慈市	二戸市	花巻市	盛岡市	酒田市	鶴岡市	長井市	赤湯市	米沢市	新庄市	山形市	相馬市	福島市	いわき市	福島市	福島市	福島市	福島市	福島市	福島市	福島市	福島市	福島市	宮城県登米郡登米町	石巻市	宮城県栗原郡築館町	古川市	宮城県柴田郡大河原町	仙台市	石垣市	平良市	名護市	沖繩市	那覇市	那覇市

丸龜簡易裁判所	土庄簡易裁判所	高松簡易裁判所	標準簡易裁判所	根室簡易裁判所	遠軽簡易裁判所	北見簡易裁判所	網走簡易裁判所	本別簡易裁判所	帯広簡易裁判所	釧路簡易裁判所	天塩簡易裁判所	稚内簡易裁判所	留萌簡易裁判所	中頓別簡易裁判所	紋別簡易裁判所	名寄簡易裁判所	富良野簡易裁判所	深川簡易裁判所	旭川簡易裁判所	寿都簡易裁判所	江差簡易裁判所	八雲簡易裁判所	松前簡易裁判所	函館簡易裁判所	岩内簡易裁判所	小樽簡易裁判所	静内簡易裁判所	浦河簡易裁判所	苦小牧簡易裁判所	伊達簡易裁判所	室蘭簡易裁判所	滝川簡易裁判所	夕張簡易裁判所	岩見沢簡易裁判所	札幌簡易裁判所	十和田簡易裁判所	八戸簡易裁判所	青森簡易裁判所	弘前簡易裁判所	五所川原簡易裁判所	野辺地簡易裁判所	むつ簡易裁判所	青森簡易裁判所	秋田簡易裁判所	大曲簡易裁判所
善通寺市	香川小豆郡土庄町	高松市	北海道標準郡標津町	根室市	北海道紋別郡遠軽町	北見市	網走市	北海道中川郡本別町	帯広市	釧路市	北海道天塩郡天塩町	稚内市	留萌市	北海道枝幸郡中頓別町	紋別市	名寄市	富良野市	深川市	旭川市	北海道寿都郡寿都町	北海道檜山郡江差町	北海道山越郡八雲町	北海道松前郡松前町	函館市	北海道岩内郡岩内町	小樽市	北海道静内郡静内町	北海道浦河郡浦河町	苦小牧市	伊達市	室蘭市	滝川市	夕張市	岩見沢市	札幌市	十和田市	八戸市	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町	弘前市	五所川原市	青森県上北郡野辺地町	むつ市	青森市	秋田県仙北郡角館町	大曲市



善通寺簡易裁判所	観音寺市
徳島簡易裁判所	徳島市
鳴門簡易裁判所	鳴門市
阿南簡易裁判所	阿南市
牟岐簡易裁判所	徳島県海部郡牟岐町
美馬簡易裁判所	美馬市
徳島池田簡易裁判所	徳島県三好郡池田町
吉野川簡易裁判所	吉野川市
高知簡易裁判所	高知市
須崎簡易裁判所	須崎市
安芸簡易裁判所	安芸市
中村簡易裁判所	中村市
松山簡易裁判所	松山市
大洲簡易裁判所	大洲市
八幡浜簡易裁判所	八幡浜市
西条簡易裁判所	西条市
新居浜簡易裁判所	新居浜市
四国中央簡易裁判所	四国中央市
今治簡易裁判所	今治市
宇和島簡易裁判所	宇和島市
愛南簡易裁判所	愛媛県南宇和郡愛南町

第五表（第二条関係）

鎌倉	川崎	ヶ谷	保土	川	神奈川	横浜	町田	青梅	野	武蔵	立川	八王	新島	伊豆	島	八丈	東京	東京	高等地方簡易管轄区域
神奈川県の内	川崎市	保土ヶ谷区 横浜市の内	神奈川県の内	鶴見区 神奈川区 横浜市の内	神奈川県の内	横浜市の内	東京都の内 町田市 多摩市 稲城市	東京都の内 青梅市 福生市 羽村市 西多摩郡の内 瑞穂町 奥多摩町	武蔵野市 三鷹市 小金井市 小平市 東村山市 西東京市 清瀬市 東久留米市	東京都の内 立川市 府中市 昭島市 調布市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 武蔵村山市	東京都の内 八王子市 日野市 あきる野市 西多摩郡の内 日の出町 檜原村	東京都の内 新島村 神津島村	東京都の内 大島支庁の所管区域の内	東京都の内 伊豆大島支庁の所管区域の内	東京都の内 八丈支庁の所管区域	東京都の内 特別区の存する区域 三宅村 御蔵島村 小笠原村	東京	東京	裁判所及び家庭裁判所





桐生市 山田郡	勢多郡の内	新里村 黒保根村 東村	新田郡の内	笠懸町	沼田 群馬県の内 沼田市 利根郡	中之群馬県の内 吾妻郡	藤岡 群馬県の内 群馬市 多野郡	群馬馬県の内 群馬市 甘楽郡	静岡 静岡県の内 静岡市 (清水簡易裁判所の管轄区域を除く。)	清水 静岡県の内 静岡市 清水相生町、清水愛染町、清水青葉町、清水秋吉町、清水旭町、清水淡島町、清水飯田町、清水伊佐布、清水石川、清水石川新町、清水石川本町、清水庵原町、清水今泉、清水入江一丁目から清水入江三丁目まで、清水入江岡町、清水入江南町、清水入船町、清水有東坂、清水有東坂一丁目、清水有東坂二丁目、清水有度本町、清水梅が岡、清水梅ヶ谷、清水梅田町、清水上原、清水上原一丁目、清水上原二丁目、清水永楽町、清水江尻台町、清水江尻町、清水江尻東一丁目から清水江尻東三丁目まで、清水恵比寿町、清水追分一丁目から清水追分四丁目まで、清水大内、清水大内新田、清水大沢町、清水大坪一丁目、清水大坪二丁目、清水大手一丁目から清水大手三丁目まで、清水大平、清水岡町、清水興津東町、清水興津井上町、清水興津清見寺町、清水興津中町、清水興津本町、清水押切、清水小芝町、清水小島町、清水小島本町、清水尾羽、清水折戸、清水折戸一丁目から清水折戸五丁目まで、清水柏尾、清水春日一丁目、清水春日二丁目、清水上一丁目、清水上二丁目、清水上清水町、清水川原町、清水神田町、清水北矢部、清水北矢部町一丁目、清水北矢部町二丁目、清水北脇、清水北脇新田、清水吉川、清水木の下町、清水清地、清水銀座、清水草ヶ谷、清水草薙、清水草薙一丁目から清水草薙三丁目まで、清水草薙杉道一丁目から清水草薙杉道三丁目まで、清水草薙一里山、清水草薙北、清水楠、清水楠新田、清水河内、清水小河内、清水港南町、清水駒越、清水駒越北町、清水駒越中一丁目、清水駒越中二丁目、清水駒越西一丁目、清水駒越西二丁目、清水駒越東町、清水駒越南町、清水幸町、清水桜が丘町、清水桜橋町、清水三光町、清水茂野島、清水安原、清水渋川、清水渋川一丁目から清水渋川三丁目まで、清水島崎町、清水下清水町、清水下野、清水下野町、清水下野北、清水下野中、清水下野西、清水下野東、清水下野緑町、清水承元寺町、清水庄福町、清水上力町、清水新富町、清水新緑町、清水新港町、清水杉山、清水清開一丁目から清水清開三丁目まで、清水増、清水袖師町、清水高橋町、清水高橋一丁目から清水高橋六丁目まで、清水高橋南町、清水宝町、清水高山、清水但沼町、清水立花、清水田町、清水千歳町、清水築地町、清水月見町、清水辻一丁目から清水辻五丁目まで、清水鶴舞町、清水天神一丁目、清水天神二丁目、清水天王町、清水天王西、清水天王東、清水天王南、清水土、清水堂林一丁目、清水堂林二丁目、清水葛沢、清水殿沢一丁目、清水殿沢二丁目、清水巴町、清水島坂、清水中河内、清水長崎、清水長崎新田、清水長崎南町、清水七ツ新屋、清水七ツ新屋一丁目、清水七ツ新屋二丁目、清水中矢部
---------	-------	-------------	-------	-----	---------------------	----------------	---------------------	-------------------	------------------------------------	--

熱海	三島	沼津	下田	富士	島田	掛川	浜松	甲府	甲府	熱海	静岡県の内 熱海市 伊東市	静岡県の内 三島市 伊豆市 田方郡	静岡県の内 沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡	静岡県の内 下田市 賀茂郡	静岡県の内 富士市 富士宮市 富士郡	静岡県の内 島田市 焼津市 藤枝市 御前崎市 御前崎、白羽及び港 志太郡 榛原郡	静岡県の内 掛川市 御前崎市 (御前崎、白羽及び港を除く) 菊川市 小笠郡	静岡県の内 周知郡の内 森町	静岡県の内 浜松市 磐田市 袋井市 天竜市 浜北市 湖西市 磐田郡 浜名郡 引佐郡 周知郡の内 春野町	山梨県の内 甲府市 塩山市 山梨市 韮崎市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 北杜市 東山梨郡 東八代郡 中巨摩郡 北巨摩郡	山梨県の内 丹波山村	山梨県の内 南巨摩郡 西八代郡 (上九一色村字精進、本栖及び富士ヶ嶺を除く)
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	------------------	----------------------	---------------------------	------------------	-----------------------	---	--	----------------------	---	---	---------------	---

都留	山梨県の内 都留市 大月市 上野原市 南都留郡の内 道志村 西桂町 北都留郡の内 小菅村
富士	山梨県の内 富士吉田市 南都留郡の内 忍野村 山中湖村 富士河口湖町 鳴沢村 西八代郡上九一色村字精進、本栖及び富士ヶ嶺
長野	長野県の内 長野市 須坂市 上水内郡 上高井郡 飯山市 中野市 下水内郡 下高井郡
飯山	長野県の内 飯山市 中野市 下水内郡 下高井郡
上田	長野県の内 上田市 千曲市 東御市 小県郡 埴科郡
佐久	長野県の内 佐久市 小諸市 南佐久郡 北佐久郡
松本	長野県の内 松本市 塩尻市 東筑摩郡 南安曇郡
木曾	長野県の内 木曾 木曾郡
福島	
大町	長野県の内 大町市 北安曇郡
諏訪	長野県の内 諏訪市 茅野市 諏訪郡
岡谷	長野県の内 岡谷市
飯田	長野県の内 飯田市 下伊那郡
伊那	長野県の内 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
新潟	新潟県の内 新潟市（新津支所及び小須戸支所の各所管区域を除く。） 西蒲原郡の内 弥彦村 吉田町 巻町
新潟	新潟県の内 新潟市の内 新津支所及び小須戸支所の各所管区域 五泉市 東蒲原郡 中蒲原郡
三条	新潟県の内 三条市 加茂市 燕市 南蒲原郡の内 下田村 栄町 田上町 西蒲原郡の内

分水町	新発田内 新発田市の内 新発田市 阿賀野市 北蒲原郡
新発田	新潟県の内 新発田市の内 新発田市 阿賀野市 北蒲原郡
田上	新潟県の内 村上市の内 村上市 岩船郡
村上	新潟県の内 村上市 岩船郡
長岡	新潟県の内 長岡市の内 長岡市 小千谷市 見附市 栃尾市 魚沼市 古志郡 北魚沼郡 三島郡
十日	新潟県の内 十日町市の内 十日町市 中魚沼郡
十日	新潟県の内 十日町市の内 十日町市 中魚沼郡
柏崎	新潟県の内 柏崎市の内 柏崎市 刈羽郡
南魚沼	新潟県の内 南魚沼市の内 南魚沼市 南魚沼郡
南魚沼	新潟県の内 南魚沼市の内 南魚沼市 南魚沼郡
高田	新潟県の内 高田市の内 上越市 新井市 東頸城郡 中頸城郡
糸魚川	新潟県の内 糸魚川市の内 糸魚川市
佐渡	新潟県の内 佐渡市の内 佐渡市
大阪	大阪府の内 大阪市の内 大阪府
大阪	大阪府の内 大阪市の内 大阪府
池田	大阪府の内 池田市の内 池田市 箕面市 豊能郡
豊中	大阪府の内 豊中市の内 豊中市
吹田	大阪府の内 吹田市の内 吹田市 摂津市
茨木	大阪府の内 茨木市の内 茨木市 高槻市 三島郡
東大阪	大阪府の内 東大阪市の内 東大阪市 八尾市
大阪	大阪府の内 大阪市の内 大阪府
枚方	大阪府の内 枚方市の内 枚方市 守口市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市
堺	大阪府の内 堺市の内 堺市 高石市 大阪狭山市
富田	大阪府の内 富田市の内 富田林市 河内長野市 南河内郡
林	大阪府の内 林市の内 林市 河内長野市 南河内郡
羽曳	大阪府の内 羽曳野市の内 羽曳野市 松原市 柏原市 藤井寺市
野	大阪府の内 野市の内 野市 松原市 柏原市 藤井寺市
岸和	大阪府の内 岸和田市の内 岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 泉北郡
田	大阪府の内 田市の内 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡
佐野	大阪府の内 佐野市の内 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡

			神戸												京都	
伊丹	西宮		神戸	山	福知	舞鶴	後	京丹	宮津	龜岡	園部	宇治	木津		京都	
兵庫県の内	西宮市 芦屋市	兵庫県の内	兵庫県の内 神戸市の内 中央区 三木市	兵庫県の内 福知山市 綾部市 天田郡 加佐郡	京都府の内 舞鶴市	京都府の内	京都府の内	京都府の内 宮津市 与謝郡	京都府の内 亀岡市	京都府の内 船井郡	京都府の内 宇治市 城陽市 久世郡	京都府の内 八幡市 京田辺市 相楽郡 綴喜郡		乙訓郡 羽町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町及び大原野東野町	向日 向日市 長岡京市 京都市の内 南区役所久世出張所の所管区域 西京区大原野北春日町、大原野南春日町、大原野西境谷町一丁目から大原野西境谷町四丁目まで、大原野東境谷町一丁目から大原野東境谷町三丁目まで、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目から大原野東竹の里町四丁目まで、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野上里紅葉町、大原野上里勝山町、大原野上里鳥見町、大原野上里男鹿町、大原野石見町、大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町及び大原野東野町	京都府の内 京都府の内 伏見区 京都府の内 伏見区
															京都府の内 京都府の内 中央区 上京区 左京区 東山区 下京区 山科区 南区(南区役所久世出張所の所管区域を除く。) 北桑田郡	

			奈良												
五條	宇陀	葛城	奈良	洲本		浜坂			豊岡	龍野	社	川	加古		姫路
奈良県の内	奈良県の内 宇陀郡 吉野郡の内 東吉野村	奈良県の内 大和高田市	奈良市の内 大和郡山市 天理市 桜井市 生駒市 添上郡 山辺郡 生駒郡	兵庫県の内 洲本市 南あわじ市 津名郡	兵庫県の内 香住町	兵庫県の内 美方郡の内 城崎郡の内 温泉町	兵庫県の内 和山町 山東町 朝来町	兵庫県の内 豊岡市 養父市 出石郡 城崎郡の内 城崎町 竹野町 日高町 美方郡の内 村岡町 朝来郡の内	兵庫県の内 龍野市 揖保郡 佐用郡 宍粟郡	兵庫県の内 龍野市	兵庫県の内 西脇市 小野市 加西市 加東郡 多可郡	兵庫県の内 加古川市 高砂市 加古郡	兵庫県の内 丹波市	兵庫県の内 丹波市	兵庫県の内 丹波市 相生市 赤穂市 飾磨郡 神崎郡 赤穂郡
															兵庫県の内 兵庫県の内 西區 神戸市の内 明石市 兵庫県の内 明石市 尼崎市の内 伊丹市 宝塚市 川西市 川辺郡







尾道	広島県の内 尾道市 三原市 因島市 御調郡 世羅郡世羅町（せらにし支所の所管区域を除く。）
福山	広島県の内 福山市 深安郡 神石郡
府中	広島県の内 府中市 三次市の内 甲奴支所の所管区域 甲奴郡
三次	広島県の内 三次市（甲奴支所の所管区域を除く。） 安芸高田市（八千代支所の所管区域を除く。） 世羅郡世羅町の内 せらにし支所の所管区域
庄原	広島県の内 庄原市 比婆郡
山口	山口県の内 山口市 吉敷郡 美祢郡 阿武郡の内 阿東町
防府	山口県の内 防府市 佐波郡
周南	山口県の内 周南市 下松市 光市
萩	山口県の内 萩市 阿武郡の内 阿武町
長門	山口県の内 長門市 大津郡
岩国	山口県の内 岩国市 玖珂郡
柳井	山口県の内 柳井市 大島郡 熊毛郡
下関	山口県の内 下関市
船木	山口県の内 小野田市 美祢市 宇部市の内 楠総合支所の所管区域 厚狭郡
宇部	山口県の内

岡山	宇部市（楠総合支所の所管区域を除く。）
岡山	岡山県の内 岡山市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 御津郡 赤磐郡 和気郡 加賀郡吉備中央町（高梁簡易裁判所の管轄区域を除く。）
玉野	岡山県の内 玉野市 児島郡
児島	岡山県の内 倉敷市の内 児島支所の所管区域
玉島	岡山県の内 倉敷市の内 玉島支所の所管区域
倉敷	岡山県の内 倉敷市（児島支所及び玉島支所の各所管区域を除く） 総社市 都窪郡 吉備郡 浅口郡
笠岡	岡山県の内 笠岡市 井原市 小田郡
高梁	岡山県の内 高梁市 上房郡 加賀郡吉備中央町上竹、納地、竹荘、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地及び西
新見	岡山県の内 新見市 阿哲郡
津山	岡山県の内 津山市 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡
勝山	岡山県の内 真庭郡
鳥取	鳥取県の内 鳥取市 岩美郡 八頭郡
倉吉	鳥取県の内 倉吉市 東伯郡
米子	鳥取県の内 米子市 境港市 西伯郡 日野郡
松江	島根県の内 松江市 安来市 八束郡
雲南	島根県の内 雲南市 仁多郡 飯石郡
出雲	島根県の内 出雲市 大田市 平田市 簸川郡 漕摩郡
浜田	島根県の内 浜田市 江津市 那賀郡
益田	島根県の内 益田市 鹿足郡
川本	島根県の内 邑智郡
西郷	島根県の内













